

府内関係団体 様

大阪府知事 吉村 洋文

平素は、大阪府福祉行政の推進にご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、府民や事業者の皆様のご協力により、直近1週間の新規陽性者数はやや減少傾向にあるものの、感染力の高いBA.2系統への置き換わりが進んでいることや、大型連休後の感染の再拡大を警戒する必要があること、また、感染が再拡大した場合、再び医療提供体制がひっ迫する恐れがあることから、引き続き、感染防止対策を徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、昨日、第75回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、4月25日から5月22日までの府民等への要請等を決定いたしましたので、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただくとともに、貴団体内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

別添資料1 府民等への要請

(ご参考)

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/75kaigi.html

問い合わせ先 代表 06-6941-0351
本通知について
高齢介護室介護支援課
近藤・松本（内線 4471）
上記要請について
災害対策課 健康危機事象対策チーム
柴田・新井・細谷（内線 4947、4955）

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和4年4月25日～5月22日
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

3 実施内容

(1) オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策

① 府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
- 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設等において療養すること
- 高齢者に少しでも症状がある場合、早めに検査の受診をすること

② 高齢者施設への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること（オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること）
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査（3日に1回）を実施すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

③ 医療機関への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること

(2) 継続した感染防止対策

① 府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 旅行や帰省等、都道府県間の移動は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
 - 会食を行う際は、4ルールを遵守すること
 - ・ 同一テーブル4人以内
 - ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・ 2時間程度以内での飲食
 - ・ マスク会食※の徹底
- ※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
特に、子どもの感染防止対策を徹底すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること（無料検査事業を実施）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること

②大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

③経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

④ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

	感染防止安全計画策定 ※3	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※2	収容定員まで	5000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率 ※2	100% ※4	大声なし：100%、大声あり：50% ※5

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと

※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義

※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることが条件とする

⑤施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請（第24条第9項に基づく）

施 設	要 請 内 容	
	ゴールドステッカー認証店舗	その他の店舗
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場等】 飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合	○同一テーブル4人以内 （5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル5人以上の案内も可	○同一グループ・同一テーブル4人以内 （5人以上の入店案内は控えること）

※ 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

施設の種類	内 訳	働きかけ内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ 【その他】 （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

・手指消毒の徹底

・食事中以外のマスク着用の推奨

・換気の徹底、CO2センサーの設置

・症状のある従業員に対する

「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨

・コロナ対策リーダーの設置 等

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分



特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、
コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定